

中東諸国の政治体制 : 類型論的考察に向けて

著者	鹿島 正裕
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa Law Review
巻	53
号	2
ページ	015-033
発行年	2011-03-07
URL	http://hdl.handle.net/2297/27681

中東諸国の政治体制——類型論的考察に向けて

鹿 島 正 裕

はじめに

中東とは、日本では西はモーリタニアから東はアフガニスタンに至る北アフリカ・西アジア諸国を指すのが一般的と思われる^①。本稿もその立場を採るが、英語では The Middle East and North Africa、略して MENA と呼ぶのが一般的だろう。ここには 22 の独立国と 1 暫定自治区域（パレスチナ）が含まれるが、これらはそうとうに多様である。イスラーム教国が圧倒的に多いけれども、ユダヤ教国と言えそうなイスラエル、キリスト教徒の国民をかなり擁するレバノン、エジプト、スーダン等を含むし、イスラーム教国は他地域にも多いので中東の特徴とは必ずしも言えない。アラブ諸国はすべて中東に含まれるけれど、他にトルコ語を用いるトルコ、主にペルシャ語系言語を用いるイラン・アフガニスタン、ヘブライ語を用いるイスラエル等、言語的にも多様である（各国内部にもまた少数派言語集団が存する）。EU のような政治的・経済的統合も進んでおらず、アラブ諸国は「アラブ連盟」を構成してはいるが（ジブチやソマリアなど、非アラブ諸国も加盟している）、相互対立や紛争が甚だしい。世界的な石油資源の宝庫であるが、石油のぜんぜん、あるいはほとんど出ない国も多い。イスラエルとアラブ諸国の紛争が第二次大戦後継続して、「中東戦争」として世界を揺るがせてきたが、近年はアフガニスタン戦争やイランを巻き込む「湾岸戦争」の方が注目を集めている。この戦争や紛争、内戦の多さこそが中東地域の特徴と言っては言い過ぎだろうか^②。もちろん他地域でも第二次大戦後戦争や紛争はあったけれど、中東のそれらほど継続している例は少ないし、中東の全地域がそれらの戦争や紛争によって多かれ少なかれ影響を受けてきたと言えそうだ。そのことが中東地域のアイデンティティーとまでは言え

なくとも、少なくとも外部から持たれるイメージを形成しているのは間違いな
かろう。

そしてそのことが、中東諸国の政治体制とも強く関係しているようだ。とい
うのは、中東諸国は、イスラエルを除き、いずれも「非民主主義国」とされて
おり、22カ国中21カ国、すなわち非民主主義度95%というのは、世界の諸
地域の中で圧倒的に高い、不名誉な記録である³⁾。いわゆる「民主的平和」論
によれば、安定した民主主義国同士は戦争しないので⁴⁾、この民主主義国の少
なさこそが中東で戦争や紛争が多い理由なのであろうか。いやそれは間接的理
由ではあっても、明らかに直接的理由ではない。あるいは逆に、戦争や紛争が
多いために民主主義が発達しないのか。しかしイスラエルは、独立後戦争を繰
り返しながらも、民主主義を発達させてきた。したがって、中東の多くの国で
民主主義が発達しない理由は、個々の事例を比較検討して考察する必要がある。
イスラエル以外は非民主主義国だといっても、トルコやイラン、いくつか
のアラブ諸国では複数政党による議会選挙が行われており、比較的民主的だと
される一方、サウジアラビアのように政党も議会も存在しない国もある。それ
なりに多様なので、一概には言えないのである。そこで中東諸国の政治体制の
類型論をまず検討し、そこから民主主義が発達しない理由を考えてみよう。そ
うすることで、他の発展途上地域における政治体制研究にも比較の材料や考察
のヒントを提供できれば幸いであるが、本稿は研究動向の覚書的なものにとど
まることをお断りしておきたい。

1. 既存の類型論

(1) 政治的自由度による3類型

まず、注の3で触れた、アメリカのNPOフリーダム・ハウスによる各国の
政治的自由度指数を以下に示し、それによる類型化を見ておこう。ここで「政
治的自由」とは、選挙過程、政治的多元主義と参加、政府の機能に関する10
項目、「市民的権利」とは、表現と信仰の自由、団体・組織結成の権利、法の

支配、人格の自律と個人の権利に関する 15 項目を調査対象としたものである。それぞれにつき、最高の 1 から最低の 7 までの評価をしている。

表 1：各国の政治的自由度（2010 年）

国名	政治的自由	市民的権利	国名	政治的自由	市民的権利
イスラエル	1	2	エジプト	6	5
トルコ	3	3	カタール	6	5
クウェート	4	4	オマーン	6	5
レバノン	5	3	アルジェリア	6	5
モロッコ	5	4	アフガニスタン	6	6
イラク	5	6	イラン	6	6
バハレーン	6	5	チュニジア	7	5
イエメン	6	5	サウジアラビア	7	6
ヨルダン	6	5	シリア	7	6
UAE	6	5	リビア	7	7
モーリタニア	6	5	スーダン	7	7

（出典：Freedom House のウェブサイト⁽⁶⁾）

同機関によると、イスラエルは「自由」、トルコからモロッコまでは「部分的に自由」（2 項目の平均が 3 から 5）、イラク以下は「不自由」な国とされる。ちなみに日本は、イスラエルと同じく政治的自由は 1、市民的権利は 2 とされている。2009 年に世界諸国中自由な国は 46%、部分的に自由な国は 32%、不自由な国は 22% とされたのに、中東諸国では 2010 年に自由が 5%、部分的に自由が 18%、不自由が 77% だから、不自由な国が世界の他地域に較べると非常に多いのだ。

(2) イデオロギーに基づく 4 類型

つぎに、やや古いが、リチャーズとウォータベリーの共著『中東の政治経済学』⁶⁾における社会主義的共和国・自由主義的君主国・民主主義国・イスラーム共和国の4類型論を紹介する。

社会主義的共和国とは、1920年代から30年代のトルコを嚆矢とし、エジプト(1952～)、シリア(1963～)、イラク(1963～)、アルジェリア(1962～)、スーダン(1958～64、69～85)、北イエメン(1962～91)、チュニジア(1956～)、リビア(1969～)、南イエメン(1968～91)がそれをモデルとした、社会主義を採用するわけではないが経済成長戦略と経済への国家の介入において社会主義国を模倣するものである(本書はモーリタニアを中東から除外しているが、筆者はこの類型に加えたい)。現在は、南北イエメンは統合しているし、エジプト、イラク、チュニジア、アルジェリアでは経済政策がさうとう変化してきている。

自由主義的君主国とは、シャー時代のイラン、ヨルダン、モロッコ、湾岸協力会議6国で、国家的統合、国家主導の経済開発、国富の公平な分配、軍事的威信を唱導する点では社会主義的共和国と同様だが、君主が神授の統治権を主張し、多様で多元的な国民を分割して規制しつつ、家父長的に子供としての国民を庇護するというものである。議会制度を導入しているヨルダン、モロッコ、クウェート等でも、君主の権限はなお大きい。

民主主義国とは、長期間にわたって自由主義的な選挙政治を維持しているもので、イスラエル、レバノン、トルコがそれに当たるが、エジプトは部分的に、またスーダンは時々、それを試みている(モーリタニアも時々試みていると言えそうだ)。

イスラーム共和国とは、イラン(1979～)とスーダン(1989～)に見られる、主権は神にあって人民にはないので、神の法をよく解する者が統治に当たるべきであるとし、その解釈に従わない者を反イスラーム的として厳しく律するものである。

「中東の政治経済学」についての結論として、リチャーズとウォータベリーは、1990年代半ばの時点で次のように書いているが、それは現在も妥当する

と言えそうだ——

「[今は] 30年前よりずっと難しい時期である、なぜなら、人口の成長に対して資源が非常に不足しているし、自信と熱狂を持って取り組まれたあれほど多くの実験が失敗し、一つの政治的世代の全体が疲労と自己不信に悩まされているからだ。イスラームの語法が幅を利かせているようだが、それが適用された国々——主としてイラン、スーダン、サウジアラビア——は、地域の他の諸国には魅力的モデルを提供していない。」⁷⁾

(3) 社会勢力から見た4類型

今度は、2001年刊のヘンリーとスプリングボークの共著『グローバリゼーションと中東における開発政治』⁸⁾が提示する、掩蔽壕国家・がき大将の衛兵国家・グローバル化する君主国・分裂した民主主義国の4類型を見てみよう。そこでは、国家と社会勢力の関係が問題とされる。

まず掩蔽壕国家(bunker states)とは、衛兵的共和国、つまり軍事政権か軍部が強い影響力を有する文民政権下の強権国家の中で、極端なまでに市民社会を押しつぶし資本家を抹消しようとするもので、アルジェリアが著例とされる。他にはサッダーム・フセインのイラク、ムアンマル・カダフィのリビア、アリ・アブドゥラー・サレハのイエメン、ハーフェズ・アル=アサドのシリア、バシールとトラービのスーダンが挙げられる。これらの諸国は、アルジェリアを除き、国家を支配するに至った社会勢力が部族的ないし宗教的少数派なので、国家がその社会勢力からの自律性をほとんど持たず、公衆の服従を政府が確保する手段としては主に、あるいは唯一、強制に頼らざるを得ないのである。

がき大将の衛兵国家(bully praetorian states)とは、氏族・部族等の伝統的社会勢力からなるエリートが掩蔽壕によって統治するわけではないが、エジプト、チュニジア、パレスチナ自治政府のように、もっぱら軍隊・治安組織・政党等の制度的権力に頼って統治するものである。それらの社会は比較的同質的で、エリートは明確に意識される社会勢力から構成されてはおらず、国家を政権の

基盤として、諸社会集団の統治者連合を形成し維持しようとする動機が乏しい。

グローバル化する君主国(globalizing monarchies)とは同地域の王国や首長国で、モロッコを除けば皆イギリス植民地主義の遺産といえる。イギリスは、伝統的支配者を君主に任命しての間接統治を旨としたので、無理に近代化させようとしなかった。そのため伝統的政治・社会体制が残っており、活発な民間部門が存するが、君主が軍部・警察に頼って政権を維持している点は衛兵国家と変わらない。

分裂した民主主義国(fragmented democracies)とは、イスラエル、イラン、レバノン、トルコのことで、自由で公正な選挙により政権交代を実現しているのはイスラエルのみだが、他の3国も「一時は」あるいは限定的ながら、選挙による政府の変更を実現している。4国の社会諸勢力が他の諸国より互いに対立してはいない、というわけではないが、政治的地位や公共政策を巡る政治的競争を、より平和的な手段で行わせる制度を形成している。しかし、地域内紛争や社会勢力の分裂が甚だしいために、統治者連合の形成が難しくなっている。それでも、民主主義のおかげで、競合する社会勢力間の紛争を比較的平和的に解決できている。

本書は、中東における植民地支配の影響や、資本主義の遺産との関係で——具体的にはイギリス・モデルかフランス=ドイツ・モデルかにより——国家体制とグローバリゼーションへの対応が規定されるということの主たる論題にしたものだが、本稿ではその点に立ち入らない。上記分類は、アフガニスタンやモリタニアは視野の外にしているが、他はイラクがその後民主化途上にある一方、イランの民主的性格はますます疑わしくなっている点を除いて、現在もほぼ妥当すると言えよう。

(4) アラブ国家の経済による分類

やや古いが、ルチアーニ(G. Luciani)編の『アラブ国家』⁹⁾では、アラブ国家

に限ってはああるが、多くの論者が様々な類型や特徴を論じている。

ルチアーニ自身は、「配分国家(allocation states)」と「生産国家(production states)」という区別を提示している(第3章)。すなわち、国家の機能に着目することで、もっぱら配分する国家と生産し再配分する国家を区別するのである。そして配分国家とは歳入の40%以上を石油や外国からの収入に依拠し、歳出がGDPの大きな部分を占めるものとし、著例として湾岸アラブ諸国とリビアを挙げる。そこでは、課税がないので有権者の同意を得る必要もなく、民主主義は必要でないばかりか、家父長的政治にとって有害である。生産国家とは、石油資源に乏しく人口の多いエジプトやチュニジアのことであり、1950年代から60年代初めにかけて、それらは革命的な汎アラブ主義を唱えて既存の諸国家体制の廃棄を主張した。しかしその後は、配分国家の経済力が強まり、イスラーム的な汎アラブ主義を唱えて独立諸国家の指導者間の協力を主張している、とされる。

この配分国家と同様の概念として、ベブラーウィ(H. Beblawi)は「地代生活者国家(rentier state)」を提示した(第4章)。その特徴は、①純粋な地代生活者経済は存在しない、②相当な外部からの地代に依存する経済であること、③地代生活者国家においては、わずかな者だけが地代の創出に従事し、多数派はその分配と利用にのみ関わる、④地代生活者国家においては、政府が外部からの地代の主な受益者であり、そこでは国家が国民への富の分配で中心的役割を果たす、こととされる。このような特徴を持つ地代生活者国家においては、地代生活者精神(rentier mentality)が生まれており、その特徴は労働と対価の因果関係を断ち切っていること、すなわち対価(所得、富)は労働やリスク取りとは関係なく、好機や状況によるものと想定していることにある。アラブ産油国がその著例だが、それら諸国の部族的起源から、富の分配対象は自国民に限られ、実際に労働を担う外国人専門家・労働者は市民権も与えられない。しかし、全アラブ地域が石油のおかげで世界政治において戦略的価値を獲得したために、非産油国も米ソから立地地代を得られるようになった。また、産油国が非産油

国の忠誠を求め、あるいは面倒を起こさせないように、援助するようにもなった。こうしてエジプトやシリアは「準地代生活者国家」になったし、他のアラブ非産油国も産油国への出稼ぎ者の本国送金に多かれ少なかれ依存している。すなわちアラブ国家はいったいに外部からの地代収入によって福祉国家化し、巨大な官僚組織が、政府の集める地代の相当部分を受け取り、一種の新地代生活者階級をなしている、とされる。

この地代生活者国家論は、本書に先立つペブラーウィとルチアーニの共編著『地代生活者国家』¹⁰⁾で様々に論じられていたが、ここではそれらの要点がまとめられていたと言えよう。本書では、他の章で開発政策、官僚組織、社会構造、軍部、反対派、外交政策、パレスチナ問題、経済的相互依存、移民、アラブ統合といった諸テーマからアラブ国家が縦横に論じられているが、本稿では紹介を割愛せざるを得ない。

(5) アラブ国家の政治による2類型

アユービ(N. N. Ayubi)は、著書の『アラブ国家の語り過ぎ——中東における政治と社会』¹¹⁾において、やはりアラブ国家を様々な視点から分析しているが、「明確な形態の政治体制」として「急進的・ポピュリスト共和国」と「保守的・血縁支配(kin-ordered)君主国」の区別を提示している。前者は、社会主義的とか革命的とか言われてきたが、むしろポピュリスト・コーポラティスト政権と言うべきもので、国家主義的(étatiste)で福祉主義の政策を組み合わせている。エジプト、シリア、イラク、アルジェリア、チュニジア、スーダン、リビアがこれにあてはまるとされる。これら諸国の指導者は、献身的「近代化推進者」として、工業化の加速に取り組み、技術主義に魅惑され、政治を経済に融合させ、労働者のエネルギーとテクノクラートの専門知識を引き出そうとしてきたが、他方で彼らの潜在的な政治的要求を抑え込もうとしている。ポピュリズムは消費、コーポラティズムは生産に関わるので、これらを両立させることは容易でない。そこで危機を乗り越えるために政権は「官僚的権威主義」になりがち

だが、イスラームの諸運動や商業ブルジョワジーによる民主化要求の挑戦を受けている、とされる（第6章）。

次に保守的・血縁支配君主国であるが、アユービは地代生活者国家論に依拠しつつ、湾岸諸国の主要な政治的特徴として以下の5点を挙げる——

- ① 国家が外部からの地代の受領と支出に当たること、世界資本主義と自国の経済・社会の間の仲介者になっている。
- ② 社会において生産より流通の機能が重要なので、生産効率より地代の流通経路へのアクセスが主たる関心事である。
- ③ 「庇護者国家(état providence)」が福祉のサービスや施設を豊富に提供するので、市民は自主的に経済的ないし政治的に行動するより、政府に依存するようになる。
- ④ 国家は財政的独立により社会的諸階級の利害から高度の「相対的自律性」を得ている。それにより、統治エリートは、必要なら公共政策を変更したり、同盟者を替えることが可能である。
- ⑤ 国家は、その相対的に高度な自律性により、新たな階級を創り出したり、既存のものを再編することすらできるかもしれない。

・・・すなわちそこでは、君主の家族が政治・軍事の要職に就き、他の主要な部族長の家族も補助金・通婚・官職によって第二エリート層をなすが、近代化推進のため新中間階級のテクノクラート層が登場してきている。これらを言わば「君主国コーポラティズム」によって、イスラーム共同体（ウンマ）概念に由来する部族共同体を基礎とし、統合しようとしているが、他国のように税収を得るためエリートに対する取り込みと強要を図る必要が乏しかった分、反対派を生み出す挑戦的課題への対処を学んでいないだけに、近代化が進んで新中間階級が政権の正当性を問うようになると危険が生じる、とされる（第7章）。

この2類型のいずれにも入らないアラブ国家もある（モータニア、モロッコ、レバノン、ヨルダン、イエメン）が、本書は他の章で植民地支配の経験、汎アラブ主義、社会構成、軍部の役割、官僚制、経済的自由化、民主化の展望

等を論じる中で、これら諸国にも触れているけれども、ここでは省略する。

2. ガバナンスと経済的発展による類型化の試み

以上の既存類型論で、(2)～(5)はいずれも経済的条件と政治体制の相互作用に基づく諸類型であったと見ることができよう。経済的に発展した国は中間層が発達していて民主化し易く、実際に民主主義国となっているのが一般的であることはよく知られているが、中東の石油輸出国は、一人当たり GDP では豊かになっても、民主化していない。したがって中東では経済発展と民主化との相互作用を論じるのが難しいが、民主化ではなくガバナンスに注意を向けてみよう。というのは、非民主主義国でもガバナンスがよければ経済発展は可能なようであり（政治・経済制度と、それらを支える「社会資本」が重要⁽¹²⁾）、経済発展すれば中間層が厚くなり民主化が起こり易くなるので、とりあえず中東

表2：各国のガバナンス指標(2009年)

国名	政府の有効性	法の支配	国名	政府の有効性	法の支配
カタール	1.13	0.96	エジプト	-0.30	-0.03
イスラエル	1.09	0.83	シリア	-0.61	-0.47
UAE	0.93	0.52	アルジェリア	-0.59	-0.73
オマーン	0.65	0.68	レバノン	-0.67	-0.64
バハレーン	0.62	0.51	イラン	-0.74	-0.90
クウェート	0.21	0.59	モーリタニア	-0.90	-0.84
チュニジア	0.41	0.22	リビア	-1.12	-0.75
ヨルダン	0.28	0.35	イエメン	-1.12	-1.15
トルコ	0.35	0.12	スーダン	-1.32	-1.34
サウジアラビア	-0.09	0.12	イラク	-1.26	-1.83
モロッコ	-0.11	-0.16	アフガニスタン	-1.56	-2.04

(出典：The World Bank, Governance & Anti-Corruption のウェブサイト⁽¹³⁾)

諸国はガバナンスの改善を目指すべきだからである。そこで、世界銀行のウェブサイトにおける世界各国の2009年度のガバナンス指標から、「政府の有効性」と「法の支配」について中東各国のデータを紹介する（他に「声と説明責任」「政治的安定」「規制の質」「腐敗の統制」の諸指標があるが、すべてを掲げると煩雑になるし、ガバナンスないし制度の質の指標として概括的なものだけをとりあげた）。 $-2.5 \sim +2.5$ で、数値が高いほど優れているとされる(表2)。

これを見ると、政府の有効性と法の支配はほぼ相関している。両者からガバナンスが優れていると判断されるのはカタール（合計2以上）、やや優れている(1~2)のがイスラエル、UAE、オマーン、バハレーン、普通(0~1)がクウェート、チュニジア、ヨルダン、トルコ、サウジアラビア、やや劣っている($-2 \sim 0$)のがモロッコ、エジプト、シリア、レバノン、アルジェリア、イラン、モリタニア、リビア、劣っている (-2 以下) のがイエメン、スーダン、イラク、アフガニスタンである（ちなみに日本は政府の有効性が1.26、法の支配が1.31の合計2.57で、カタールよりかなり高い）。

これと前述の類型論(1)の政治的自由との相関関係を見ておくと、イスラエルだけは自由でかつガバナンスも優れている方だが、あとは部分的に自由な国が、ガバナンスではやや優れているからやや劣っているまで多様性をみせている。他方、不自由だが経済的に豊かな国はガバナンスが優れている傾向にあり、貧しい国が劣っている傾向にある。地代生活者国家の場合は、外資導入のために政治・経済制度をある程度国際標準に合わせる必要があったのと、教育の普及で社会資本も改善されたことによるのであろう。

その点を確認するために、各国の一人当たりGDPと原油生産高を見ておこう(表3)。

一人当たりGDP 7000ドル(PPP)以上を高所得国とすれば、石油輸出によらない国はイスラエル、トルコ、レバノン、チュニジアだけである（原油生産高

表3：各国の一人当たり GDP (US ドル) と原油生産 (一日あたり千バレル)
(2009)

国名	一人当たり GDP(PPP)	原油生産	国名	一人当たり GDP(PPP)	原油生産
カタール	119,500	1,213	チュニジア	8,200	91
クウェート	52,800	2,496	アルジェリア	7,100	2,216
UAE	38,900	2,795	エジプト	6,000	678
バハレーン	38,800	48	ヨルダン	5,200	0
イスラエル	28,400	4	モロッコ	4,700	4
オマーン	25,000	816	シリア	4,600	400
サウジアラビア	20,600	9,765	イラク	3,800	2,400
リビア	13,400	1,789	イエメン	2,500	286
レバノン	13,200	0	スーダン	2,300	486
イラン	12,500	4,176	モーリタニア	2,000	17
トルコ	11,400	53	アフガニスタン	1,000	0

(出典：GDP は CIA The World Factbook⁽¹⁴⁾、原油生産は U.S. Energy Information Administration⁽¹⁵⁾のウェブサイト)

と石油輸出高は別であるが、ほぼ相関している)。バハレーンは近年原油生産高が減少しているが、人口が少ないし(80万人程度)富の蓄積がある。逆にエジプト、ヨルダン、モロッコ、シリアは、石油輸出に依存せずにかなりの一—中所得国と言える水準に達している。表2のガバナンス指標と較べると、リビア、イラン、レバノン、アルジェリア以外の高所得国はいずれもガバナンスが普通以上であり、イスラエル、トルコ、チュニジアはガバナンスの良さによって経済発展を実現しているものと見られる一方、リビア、イラン、アルジェリアはガバナンスが悪いが石油輸出のおかげで比較的豊かなのである。レバノンがガバナンスの悪さにもかかわらず高所得なのは、欧米とアラブ産油国を貿易や金融面で結びつける役割を果たして「立地地代」を得ているからだろうか。イラクはガバナンスも悪くて、石油輸出以外の経済発展が乏しいと見られる。

そこで、イスラエル以外の中東諸国を、おしなべて非民主主義、すなわち権威主義国としつつ、ガバナンスの質（普通以上か劣っているか）と経済的豊かさ（一人当たり GDP が PPP で 7000 ドル以上かそれ未満か）の 2 次元を組み合わせ、類型化してみよう。その際、ガバナンスが普通以上なら「官僚的権威主義国」とし、劣っていれば「伝統的権威主義国」とする。これは M. ウェーバーの「支配の社会学」⁽¹⁶⁾に従って、法の支配が確立され政府の有効性が高まること、すなわちガバナンスが高度になることをもって近代官僚制が成立したとみなし、法の支配が弱く政府の有効性も損なわれている、すなわちガバナンスが劣っている場合はなお伝統的、すなわち家産制的支配の要素が強いと考えるからである。それにより、高所得国、低所得国のそれぞれにこの二種類を区別すると、表 4 の 4 類型が得られる——

表 4：経済発展とガバナンス指標による中東諸国(イスラエルを除く)の 4 類型

	経済的に豊かである	経済的に貧しい
ガバナンスが相対的に優れている	高所得・官僚的権威主義国 (GCC 諸国、トルコ、チュニジア)	低所得・官僚的権威主義国 (ヨルダン)
ガバナンスが劣っている	高所得・伝統的権威主義国 (リビア、レバノン、イラン、アルジェリア)	低所得・伝統的権威主義国 (エジプト、モロッコ、シリア、イラク、イエメン、スーダン、モーリタニア、アフガニスタン)

(著者作成)

ガバナンスが優れている諸国は、一般的にはいっそうの経済発展が期待でき、経済発展して中間層が厚くなれば、民主化が進むことも期待できる。したがって、高所得・官僚的権威主義の諸国は、イスラーム色の強いサウジアラビアを除けば、今後政治的に自由になることが期待できそうだ。石油のおかげで高所得だが伝統的権威主義のリビア、イラン、アルジェリアでは、政治的

自由化はあまり期待できそうにない。レバノン、石油輸出によらず経済発展をある程度実現しているが、エスニック集団の分裂が甚だしいためかガバナンスが劣っているので、今後の発展はあまり期待できないかもしれない。低所得・官僚的権威主義のヨルダン、ガバナンスのおかげで今後経済発展が見込めるから、それに伴い政治的自由化も徐々に進みそうだ。低所得・伝統的権威主義の諸国では、イラクが今後石油の輸出増で経済的にはより豊かになるだろうが、フセイン政権が打倒されたにも関わらず政治的自由化はあまり進展しそうにない（米軍撤退後は、内戦再発を防げたとしても強権的支配によらねば国家的統一を保ち得なさそうだ）。他の7国は、近い将来に経済発展も政治的自由化もあまり進まないと思われる。ただし、モロッコとエジプトのガバナンス指標はわずかにマイナスなだけなので、現に近年かなりの経済成長を実現しており、イラクよりは期待できる。イエメン、スーダン、アフガニスタンは、エスニック集団の分裂が甚だしいこともガバナンスを悪くしていよう（スーダンは、近く国が分裂しそうだ）。こうして中東諸国は、徐々に民主化の傾向が強まるとしても、政治的・経済的にますます多様になるだろう。

3. 結論に替えて——民主化が進まない原因

上の類型論の(2)では、イスラエル以外にトルコ、レバノンを、(3)ではさらにイランをも、民主主義国としていたが、(1)で見るとトルコ、レバノンも「部分的に自由」でしかなく、イランに至ってはそうとう不自由な国なので、ただ複数政党が参加する議会選挙が行われているからといってイスラエル以外の諸国を民主主義国とみなすことはせず、筆者の諸類型では権威主義国と一括した。では、中東ではなぜほとんどが非民主主義国なのだろうか？

(1)のフリーダム・ハウスの分析(カマトニツキー A. Karatnycky による)では、政治的自由・市民的権利の乏しさの制度的要素を指摘したのち、その背景として次のような歴史的要因を掲げている⁽¹⁷⁾——

- ① 文化的・法的障害が、女性の権利強化と経済・市民・政治生活への平等

な参加を妨げていること。

- ② 石油・ガスによる多大な収入が、土着の住民に依存性症候群をもたらし、企業家的イニシアティブを窒息させていること。
- ③ 君主国は、過去三十年、改革に抵抗してきた。
- ④ 政治的に極端な運動やイデオロギー（革命的イスラミスト運動、サラフィズム、ワッハービズム等、寛容を排しイスラームの極端な解釈を説くものを含む）が持続的影響力を得ていること。
- ⑤ 何十年か、旧ソ連圏諸国が世俗的エリートを教育・訓練してこの地域に影響を及ぼし、彼らがバアス主義や汎アラブ社会主義の普及に貢献したこと。
- ⑥ 多様な権威主義的・全体主義的イデオロギーが反民主的価値観を広め、権威主義的指導者たちは過激派の存在を平和的民主派をも弾圧するための口実としていること。
- ⑦ 植民地支配の遺産が十分な正当性を持たない国家を生み出し、その後も欧米諸国は当地域で最悪の暴君と同盟するなどし、政治改革や責任ある機関の樹立を促してこなかったこと。
- ⑧ 欧米のみならず国際社会全体が、アラブ・イスラエル紛争の解決を助けるのに失敗してきたことが、地域の政治に対する民主的世界の影響力を弱め、反西洋・反民主主義の諸運動を強めていること。

・・・これらの要因は、イスラエルを除くすべての諸国に当てはまるものと、上の(2)~(5)の諸類型のいずれかに当てはまるものとに分けられようが、基本的にそれらの類型論と矛盾するものではないと考える。⑤、⑦、⑧の国際的要因は、それらの類型論においてはあまり強調されていなかった（少なくとも筆者による紹介においては）が、ここでそれらの重要性に賛同しておきたい。エスニック集団の居住地域とうまく重ならない国境が多くの紛争の基になってきたし、そうした紛争や戦争が政治的に極端な運動やイデオロギーを強化してきた。それは第三世界一般に通じることだが、イスラーム教とユダヤ教の対立が

他地域とやや違う状況をもたらしたと言えそうだ。冷戦に伴う超大国の介入も第三世界一般で見られたものの、この地域は世界的な石油の宝庫として戦略的要地であり、介入の度合いが大きかった。②の地代生活者国家もこの地域の顕著な特徴だが、これも外部からの収入に支えられているものだ。

つぎに、ポススニー(M. P. Posusney)の議論を見てみよう。彼女は、アングリスト(M. P. Angrist)との共編著⁽¹⁸⁾において、「中東の民主主義の赤字」の原因論を、既存書や同書の諸論文から紹介し整理している(第1章)。そこで彼女が認めているのは、次の諸要因が、個々に十分条件をなすわけではないが、権威主義の持続に貢献しているらしいことだ——

- ① 文化的要因：エスニック集団への分裂状態、イスラーム教による女性差別
- ② 地代収入：広範で効果的な治安機関の維持が可能
- ③ 政党・選挙：独立時に唯一の大政党が存在した場合や、選挙の不正が甚だしい場合
- ④ 政府機関：治安機関が政治的危機に際して反対派を弾圧する能力
- ⑤ 反対派：海外の支援がNGOに向かうので、野党が育たない？
- ⑥ 統治エリート：権力を守るためには蛮行を辞さない意志と能力を持つ
- ⑦ 国際的アクター：西側が石油確保、イスラームの脅威の封じ込め、イスラエル擁護、対テロ戦争のために介入

・・・ここでは、①と⑥・⑦はカラトニツキーの議論とほぼ共通しているが、②～⑤の制度・組織・機関に着目した議論は新しい視点を提供している。もっともカラトニツキーの議論では、非民主的制度は説明されるべき要素とされたのだし、③～⑤は中東に限らず、発展途上国ではありがちな現象と思える。

アラブ諸国に限定した議論では、エルバダウィー(I. Elbadawi)とマクデイシ(S. Makdisi)が、『アラブ世界の民主主義——赤字の説明』⁽¹⁹⁾の結論において、「石油、紛争、外部の介入」と「歴史的・政治的・社会的問題」に分けて「赤字」の原因をまとめている(第11章)。

石油、紛争、外部の介入では、

- ① 石油の富の影響が、経済的福利と政治的自由の交換を許しているのは明白だが、国別の歴史的・政治的要因で程度には差がある。
- ② 石油の非産油アラブ国への間接的影響（特定の宗教的・政治的集団への支援、反対派弾圧や戦争への支援、エリートの出稼ぎによる送り出し国の非政治化等）
- ③ 戦争やそれへの外部の介入が民主化を妨げ、イスラーム過激派を強めている。

歴史的・政治的・社会的問題としては、

- ① 歴史的遺産（植民地宗主国が享受した支配層の特権を、独立後の諸国が維持している）
- ② イスラーム過激派への恐れから、専制政権は治安機関による弾圧に宗教を利用している。

・・・が原因とされるが、ここでは石油の非産油アラブ諸国への間接的影響について新しい論点が見られる。

筆者が以上の諸議論を整理してまとめる必要はなさそうだし、中東諸国の民主化が進まない原因に関しては、他にも参照すべき研究書がなお数多い。しかし、イスラエル以外の中東諸国は非民主的だと言っても、その原因は上述の多様な要因が複雑に組み合わさったものと考えられるから、一般化して論ずることは困難、いやむしろ不適切であろう。そのために本稿は、類型論からこの問題への接近を試みたのであり、類型別に原因を考えるべきだろう。しかしそのためには、個々の国家につき歴史を遡りつつ深く研究する必要がある、それは筆者一人でよくなしうることではない。さらに、他地域と比較して中東諸国の特徴を明らかにするためには、大規模な共同研究を要しよう。

冷戦終結と社会主義圏の崩壊によって、大国の介入は紛争や戦争の抑止を目的としたものとなり、経済的自由化や民営化を求める国内外の圧力が強まっている。さらに交通・通信手段の急速な発展によってヒトや情報の交流・交換が

激増し、政治的自由化・民主化への国内外の圧力も強まっているので、中東諸国も徐々にそうした方向に進むことは間違いなからう。しかし権威主義諸国の民主化は、不安定化・紛争を引き起こし易いことは旧社会主義国の経験や、最近のアフガニスタン・イラクの例からも明らかであり、ガバナンスの改善を通じての経済発展と漸進的政治改革が望ましいのかもしれない⁽²⁰⁾。

注

1. 板垣雄三編『新・中東ハンドブック』（講談社、1992）はそのように中東を定義している。
2. 鹿島正裕『中東政治入門』（第三書館、2010）参照。なお、本稿の一部はこの拙著第6章「政治と国際関係」中の記述と重なっているが、データを更新したのみならず類型の区分も変更していることをお断りしておく。
3. Freedom in the Middle East and North Africa, Freedom House, 2005. pp.4-5. ここでは、アフガニスタン、トルコ、スーダン、モーリタニアを含めていないので、パーセンテージが多少異なる。
4. B. ラセット、鴨武彦訳『パクス・デモクラティア』（東京大学出版会、1996）参照
5. <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2010> 2010.10.25
6. A. Richards & J. Waterbury, A Political Economy of the Middle East, 2nd. ed. (Westview Pr., 1996), chap.11
7. Ibid., p.397
8. C. M. Henry & R. Springborg, Globalization and the Politics of Development in the Middle East (Cambridge Univ. Pr., 2001)
9. G. Luciani, ed., The Arab States (Routledge, 1990)
10. H. Beblawi & G. Luciani, eds., The Rentier State (Croom Helm, 1987)
11. N. N. Ayubi, Over-stating the Arab State : Politics and Society in the Middle East (I. B. Tauris Pub., 1995)

12. 鹿島正裕「ガバナンスと経済成長」『金沢法学』第50巻2号、2008年
参照
13. http://info.worldbank.org/governance/wgi/sc_country.asp 2010.10.25.
14. <http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>
2010.10.26
15. <http://tonto.eia.doe.gov/cfapps/ipdbproject/IEDIndex3.cfm?tid=5&pid=53&aid=1>
2010.10.26
16. M. ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』（創文社、1960）
17. Freedom in the Middle East and North Africa, op.cit., pp.9-10
18. M. P. Posusney & M. P. Angrist, eds., Authoritarianism in the Middle East :
Regimes and Resistance (Lynne Rienner Pub., 2005)
19. I. Elbadawi & S. Makdisi, eds., Democracy in the Arab World : Explaining the
Deficit (Routledge, 2011)
20. 2011年1月に起こったチュニジアの「ジャスミン革命」は、大衆の経済的
不満によって生じた暴動を契機に、支配層内部（とりわけ軍部）でベン
=アリ大統領の長期支配が支持を失ったものと見られる。比較的少ない流血
でより民主的な体制へと移行しつつあるようで、他のアラブ諸国にも影
響を及ぼし始めている。B. Maddy-Weitzman, “Tunisia: Exemplar or Exception?”
Foreign Policy Research Institute E-Notes, January 2011 参照